

# 希少種保護対策費



【令和6年度要求額 702百万円（702百万円）】

環境省レッドリスト改定と国内希少野生動植物種の追加指定等を進め、多様な主体と連携した保護を推進します。優先度が特に高い希少種については保護増殖事業等を実施し、種の絶滅を回避し、健全な状態に改善します。

## 【本省予算】

### 1. 事業目的

- ① 絶滅のおそれの評価等を行い、特に対処が必要な種について法令による規制や保全策をとることで、種の絶滅を回避
- ② 保護増殖事業等の取組を進め、生息・生育状況を長期的に健全な状態まで改善

### 2. 事業内容

- ① 絶滅危惧種の選定及び国内希少野生動植物種の指定等
  - ・ 第5次レッドリスト（R6以降公表）策定に向けた調査・検討
  - ・ 国内希少野生動植物種の追加指定
  - ・ 動植物園等における生息域外保全の実施方針の検討、域外保全技術の開発 等
- ② 国内希少野生動植物種等の保全に対する地域体制の構築等
  - ・ 地域関係者との連携体制構築に向けた検討
- ③ 地方公共団体への委託による、地域の知見を生かした保護増殖事業の実施
  - ・ 生息状況調査、野生個体への給餌等種に応じた対策（トキ、ツシマヤマネコ等）
- ④ 野生復帰に向けた順化等事業の実施
  - ・ 野生復帰計画の策定、順化訓練、モニタリングの実施等
- ⑤ 日中共同トキ保護計画に基づくトキ保護推進協力事業
  - ・ 中国におけるトキ野生復帰に向けた調査協力、日中の技術交流等

### 3. 事業スキーム

- |        |                       |
|--------|-----------------------|
| ■ 事業形態 | 委託事業、請負事業             |
| ■ 請負先  | 地方公共団体、民間事業者・団体、非営利団体 |
| ■ 実施期間 | 平成5年度～                |

### 4. 事業イメージ

レッドリスト・レッドデータブックの策定（更新）

- ・ 絶滅危惧種について周知する基礎資料
- ・ 現在3,772種



特に対処が必要な種について国内希少野生動植物種に指定（2030年までに700種を目途に指定。現在442種）

動植物園等と連携した生息域外保全技術の開発

地域における連携体制の構築

保護増殖事業（野生復帰・順化等）の実施



■ トキ



■ ライチョウ

■ ツシマヤマネコ

国際的な協力

種の絶滅を回避し、  
長期的に健全な状態まで改善する

## 【地方予算】

### 1. 事業目的

- ① 国内希少野生動植物種のうち、特に優先度が高いものについて地域の実態に即した保護増殖事業を実施。
- ② 種の保存法に基づく生息地等保護区について、既指定10箇所の維持管理、新規指定のための調査を実施。
- ③ ①②の取組を通して、種の絶滅の回避、生息・生育状況の改善を図る。

### 2. 事業内容

#### ①各地域における保護増殖事業の実施

- ・積極的に保護増殖を図る必要があるとして保護増殖事業計画が策定された種について、計画に基づき生息状況の調査、生息環境の整備、生息を脅かす要因の排除（密猟、交通事故対策など）、飼育繁殖、野生復帰、普及啓発、これらに係る専門家等との検討会などの実施。
- ・対象種ごとに、生息数及び生息環境についての定量的目標設定など、保護増殖事業の完了に向けた検討。

#### ②生息地等保護区の維持管理、新規指定に向けた調査検討

- ・巡視、生息状況把握調査、維持保全作業、制札等の整備、違法捕獲等防止柵の設置等の維持管理の実施。
- ・生息状況把握調査、関係者との調整、図面作成等、新規指定の調査検討。

### 3. 事業スキーム

- |       |         |
|-------|---------|
| ■事業形態 | 請負事業    |
| ■請負先  | 民間団体等   |
| ■実施期間 | 平成18年度～ |

### 4. 事業イメージ

※対象種は保護増殖事業計画が策定されている75種のうち、6種（トキと令和3年以降に計画が策定され具体的な事業を準備している5種）を除く69種

#### 保護増殖事業（69種※）

種ごとに地域実情に応じた事業実施

- ＜ほ乳類＞ ツシマヤマネコ、イリオモテヤマネコなど4種
- ＜鳥類＞ イヌワシ、ライチョウ、ヤンバルクイナなど14種
- ＜両生類＞ アベサンショウウオ1種
- ＜魚類＞ ミヤコタナゴ、アユモドキなど4種
- ＜昆虫類＞ ベッコウトンボ、オガサワラシジミなど10種
- ＜貝類＞ 小笠原陸産貝類20種
- ＜植物＞ キタダケソウ、レブンアツモリソウなど16種



ライチョウ



イタセンバラ

生息状況の調査、生息地の環境整備、外来種除去、野生復帰、飼育繁殖、密猟対策、普及啓発等

#### 生息地等保護区（7種10箇所）

国内希少野生動植物種のうち、生息・生育地を厳重に保全する必要がある場合に指定。

- ・開発行為の規制
- ・生息・生育環境の保全

##### ■維持管理



巡視



制札等の整備

##### ■新規指定の調査



関係者との調整

種の絶滅を回避し、  
長期的に健全な状態まで改善する